

医学教育部長
病 院 長 殿
教 務 部 長

防衛医科大学校長

医学研究科学生の他大学院等における研究指導に
関する細部実施要領について（通達）

改正 令和3年3月30日

標記について、下記のように定めたので通達する。

記

1 趣旨

この要領は、医学研究科の授業、試験及び単位の修得並びに研究指導等に関する達（昭和62年防衛医科大学校達第10号）第9条第4項の規定に基づき、防衛医科大学校医学研究科学生（以下「研究科学生」という。）の研究能力等の向上を目的とする他大学院又は研究所等（外国の大学院及びこれに相当する教育研究機関を含む。以下「他大学院等」という。）における研究指導に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 他大学院等における研究指導の定義

この要領において「他大学院等における研究指導」とは、研究科学生がその専攻する専門分野等について調査研究するため、他大学院等において研究指導を受けることをいう。

3 資格

他大学院等において研究指導を受けることのできる者は、原則として授業科目の単位を30単位以上修得した者とする。

4 受講希望者の申請

（1）他大学院等において研究指導を受けることを願い出る者は、他大学院等における研究指導受講希望申請書（別記様式第1）に指導教官の推薦書（別記様式第2）及び外国留学にあっては受入れに関する書類を添付して防衛医科大学校長（以下「学校長」という。）に申請するものとする。

（2）前号による申請書等の提出時期は、他大学院等において研究指導を受ける開始予定月の3箇月前までとする。

5 推薦の要件

推薦の要件は、研究論文作成に必要な分野の調査研究及び研究能力等の向上を図るために、他大学院等において研究指導を受けることが有益であると指導教官が認めた場合に限るものとする。

6 承認

第4項により申請された者については、医学研究科委員会の審議を経て、学校長が承認する。

7 承認の変更等

指導教官は、学校長が承認した候補者について、変更を要する事項等が生じた場合は、すみやかに学校長に申し出るとともに、その指示を受けなければならない。

8 研究報告書の提出

他大学院等において研究指導を受けた研究科学生は、当該研究指導修了の日（外国にあっては帰国の日）から1月以内に研究報告書（別記様式第3）を指導教官を經由して学校長に提出しなければならない。

別記様式第1 (第4項関係)

令和 年 月 日

防衛医科大学校長 殿

他大学院等における研究指導受講希望申請書

専攻分野名 階級 氏名

研究科 期 別	他大学院等の名称 (所在地)	調査研究の題目	期 間	旅費の支給に関する事項	備 考

別記様式第2（第4項関係）

推 薦 書

防衛医科大学校長 殿

指導教官名

被推薦者名

別記様式第3（第8項関係）

研 究 報 告 書

令和 年 月 日

防衛医科大学校長 殿

第 期研究科学生
階級 氏名

期	間	他大学院等の名称（所在地）
年 月 日～	年 月 日	
調査研究題目		
研 究 概 要 記入できない場合には別紙を使用する		
指導教官の所見	指導教官名 _____	